

二次予防事業利用者の 総合事業への移行について

平成29年(2017年)1月31日・2月2日・2月3日

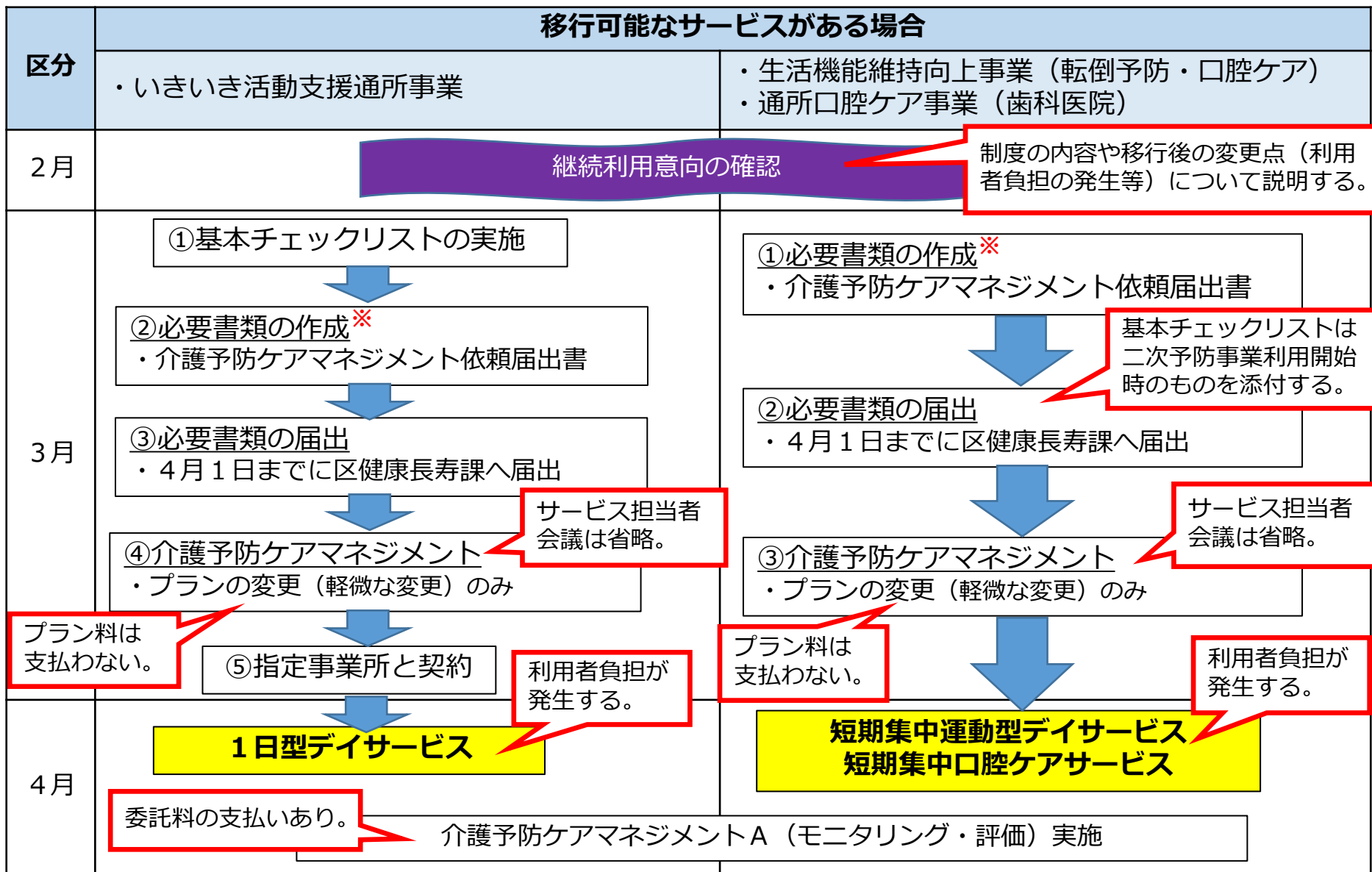
広島市健康福祉局高齢福祉部

(1) 二次予防事業からの移行について

二次予防事業は平成29年3月末をもって終了するが、その時点でケアプランの期間が満了していないもののうち、移行可能な総合事業のサービスがある場合、新たなケアプラン作成を行わず、サービスが利用できるものとする。なお、移行可能なサービスがあるにも関わらず、移行を希望しない場合は、利用の廃止に関する「届出書」を受理してサービスを終了する。

平成29年3月まで (二次予防事業)		平成29年4月から (総合事業のサービス)
転倒予防事業	個別型・通所介護事業所	短期集中運動型デイサービス ※低栄養予防なし
	フィットネス事業所	短期集中運動型デイサービス
	フィットネス事業所 (公民館等への派遣型)	— (該当サービスなし) ※地域介護予防拠点の整備で対応
低栄養予防事業 (転倒予防事業(個別型)と合わせて実施)		— (該当サービスなし) ※短期集中予防支援訪問サービス(栄養)で対応
通所口腔ケア事業 (転倒予防事業(個別型)と合わせて実施)		短期集中運動型デイサービスと合わせて実施
通所口腔ケア事業(歯科医院)		短期集中口腔ケアサービス
いきいき活動支援通所事業		1日型デイサービス
いきいき活動支援訪問事業		— (該当サービスなし)

(2) 総合事業サービス利用までの流れ

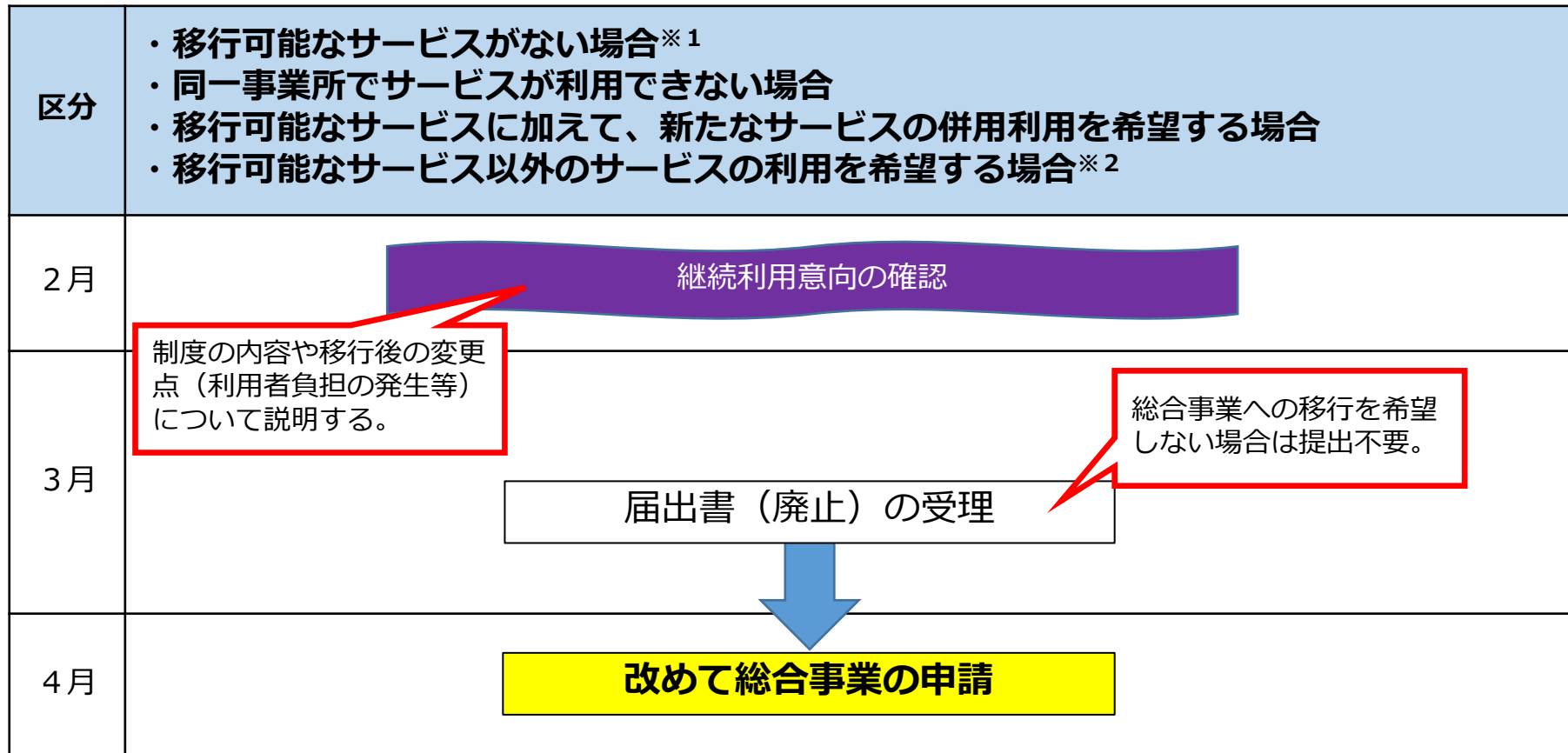


【留意点】 ・二次予防事業からの移行は、同一事業所での利用に限る。

・二次予防事業からの移行の場合、利用はプランの期間内（又は利用回数）を限度とする。

※地域包括支援センターの代行可能

二次予防事業から移行可能な総合事業のサービスがない場合であっても、改めて総合事業の申請を行うことで平成29年4月以降もサービスを利用することが可能。



※1 低栄養予防事業の利用者が、転倒予防サービスのみの継続利用を希望する場合は、二次予防事業の届出書（廃止）を提出し、改めて総合事業の申請を行う。

※2 同一事業所を利用できないため、同一事業所で別のサービスの利用を希望する場合も改めて総合事業の申請を行う。